

様式第 3（第 6 条関係）（平29経産令15・追加、令元経産令17・一部改正）

苦情等処理体制説明書

1. 小売供給の相手方からの苦情及び問合せの方法
2. 小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要
3. 小売供給の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図

- 備考 1 1. については、対応することができる時間帯も記載すること。
- 2 3. については、具体的な対応人員等も記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。